

# 訴 状

令和 3 年 ● 月 ● 日

大阪地方裁判所 御中

原告 平山 久雄

当事者の表示 別紙当事者目録記載のとおり

## 損害賠償等請求事件

訴訟物の価額 金 1 5 0 万円

貼用印紙額 金 円

予納郵便料 金 円

## 第 1 請求の趣旨

- 1 被告は、原告に対し、金 1 5 0 万円、及びこれに対する令和 3 年 9 月 6 日から支払い済みまで、年 3 パーセントの割合による金員を支払え
- 2 訴訟費用は被告の負担とする  
との判決並びに仮執行宣言を求める。

## 第 2 請求の原因

## 1 当事者

### (1) 被告

被告は、ホームページ制作等を請け負う事業「MIURABO.」を運営する外面上、法人格を有する者であるが、その実態は、事業性のない、フリーランスと思量される。また、同人は、「あけログ」と称するサイト（アラサー女子が、カメラ・写真、プログラミング、ガジェットレビューなど好きなことを発信していくブログ。）を運営しており、原告の運営する株式会社のホームページの修正依頼を請け負った自然人である。

### (2) 原告

原告は、他方で、「空はいつだって淡々としている」という題名の個人的自由投稿ブログ（ドメイン <https://hira-odori.com/> 以下、「本件ブログ」）を発信している自然人である。（甲1）

## 2 事案の概要

### (1) 不法行為

嚆矢、去る令和2年5月8日附、被告は、原告が管理する「ロリポップ」と称するレンタルサーバーにログインし、原告保有の本件ブログ用のドメイン（<https://hira-odori.com>）のデータベースを誤って削除した。

併し、右データベース内にあった、原告が書いた本件ブログの記事が、約2190件蓄積されていたが、これらが全て消失

した。

(2) 右不法行為の認否

原告は、被告の住む大阪府に出向き、同府大阪市内のホテル「アートホテル大阪ベイタワー」2階、「010」と称するカフェで、被告と対面し、不法行為に係る誓約書の署名捺印を求めたところ、被告は、これに応諾し、署名捺印した。(甲2)

(3) 内容証明郵便の発布

令和2年7月13日附、慰謝料200万円を求める書面を内容証明郵便にて発布(甲3)し、同月18日に被告に送達された。(甲4)

しかるに、支払期限である令和2年7月22日までに、右慰謝料金200万円の着金が確認できなかったから、訴額を300万円にして福岡地方裁判所に及んだ次第である。(甲5)

(4) 裁判上の和解

被告が生活に困窮しているとのことで、原告は、被告の申し出た金20万円で和解し、右金員は、毎月1万円ずつ返済していく和解調書になっていた。(甲6)

しかるに、被告は、後日、一括でこれを返済してきた。よって、明らかに生活に困窮していることは、虚偽であった。

(5) 本件ブログの不具合発生

去る令和3年9月6日附、本件ブログの記事にパスワードを入力しても、記事が表示されたいことが判明した。

よって、原告は、当日、被告宛てのメールアドレスに対し、かかる不具合を報告したが、本件ブログのパスワードを破棄したため、修正ができない旨、返信してきた。

右メールの内容からは、明らかに、不具合の復旧に寄与するような発言は、一切無かつた。（甲7）つまり、放棄したのだ。

#### （6）被告の義務

被告は、たとえ、裁判上の和解したあとでも、本件ブログにつき、不具合が生じた場合は、その修復をする義務がある。

示談当時、予想できなかつた不測の不具合が、その後発生した場合その損害についてまで、賠償請求を放棄した趣旨を解することは、当事者の合理的意思に合致するもとのは言えない。

（昭和43年3月15日最高裁判例）

#### （7）請求の趣旨

よって本件は、被告が惹起した不法行為の客観的関連性のある慰謝料50万円、本件ブログの復旧費用100万円、及びこれに対する令和3年9月6日（不法行為のあった日）から支払い済みまで、年3パーセントの割合による遅延損害金の支払いを求める事案である。

### 3 結語

このような経緯で、原告は被告に対し、本件訴訟提起に及んだ次

第である。裁判所におかれでは、すみやかに請求の趣旨記載の原告請求について認容されたい。

以上

### 証 拠 方 法

- 1 甲第1号証（本件ブログ）
- 2 甲第2号証（誓約書）
- 3 甲第3号証（内容証明郵便）
- 4 甲第4号証（配達証明）
- 5 甲第5号証（訴状）
- 6 甲第6号証（和解調書）
- 7 甲第7号証（メールのやり取り）

### 添 附 資 料

- |           |    |
|-----------|----|
| 1 訴訟副本    | 1通 |
| 2 商業登記簿謄本 | 1通 |

(別紙)

## 当 事 者 目 錄

〒581-0853

大阪府八尾市楽音寺6丁目65番

上田マンション302号室

原告 平山 久雄

(送達場所) 同上

(連絡先) 電話090-3730-●●●●

〒532-0●●●

大阪府大阪市●●区●町●丁目●番●号

被告 ●● ●●

代表者代表取締役 ●● ●●

(送達場所) 同上